

いじめ防止対策委員会

(1) 目的

いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

(2) いじめ対策委員会構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、(学級担任)

※状況によってスクールカウンセラー等も参加する。

(3) 年間計画

	月	いじめ防止対策委員会の取り組み	その他(教科領域との関連等)
前期	4	「いじめ防止プログラム」の作成 - 校内のいじめ防止体制の確認 (「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「いじめ防止プログラム」の共通理解) 「いじめ防止基本方針」の説明及び啓発	職員会議 保護者への説明、周知(P T A総会)
	5	配慮を必要とする児童の情報共有	児童理解会議
	6	- 校内におけるいじめ事案の把握(4～5月) 「あん・あんアンケート①」の実施 - 教育相談の実施 - アンケート結果のまとめ、対応の検討	いじめ対策推進法に基づく報告(I期) 学級活動(アンケート調査)
	7	- 校内におけるいじめ事案の把握(6～7月) - 取組の反省及び改善方策	いじめ対策推進法に基づく報告(II期)
	8	夏休み明けの児童の様子把握	
	9	- 校内におけるいじめ事案の把握(8～9月) 「あん・あんアンケート②」の実施 - 教育相談の実施 - アンケート結果のまとめ、対応の検討	学級活動(アンケート調査)
後期	10		
	11	- 校内におけるいじめ事案の把握(9～10月) - 取組の反省及び改善方策	いじめ対策推進法に基づく報告(III期)
	12	- 校内におけるいじめ事案の把握(11～12月) - 取組の反省及び改善方策	いじめ対策推進法に基づく報告(IV期)
	1	冬休み明けの児童の様子把握	
	2	「あん・あんアンケート③」の実施 - 教育相談の実施 - アンケート結果のまとめ、対応の検討	学級活動(アンケート調査)
	3	- 校内におけるいじめ事案の把握(1～3月) - 今年度の反省及び改善方策 - アンケート調査内容検討	いじめ対策推進法に基づく報告(V期)

(4) 定期的な取組

- 職員会議での情報交換

(5) 緊急の取組

- いじめ緊急対策会議(いじめ情報をキャッチしたら)